

学校法人 富澤学園  
評議員の待遇に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人富澤学園の評議員の報酬及び費用弁償について定める。

(報 酬)

第 2 条 評議員の報酬は、年額手当 50,000円とする。

2. 報酬の支給方法については、東北文教大学給与規程第15条第1項から第3項の規定を準用する。

3. 報酬の支給時期は、当該年度第1回評議員会において支給する。

4. この法人の職員で評議員に就任している者への評議員手当は支給しない。

5. 理事が評議員を兼ねる場合は、評議員手当を支給しない。

(旅 費)

第 3 条 評議員が業務のため出張するときは、東北文教大学職員旅費規程第3条、第4条第1項第1号・第2号・第6号、同条第2項・第3項・第4項、第8条及び第9条を準用し、旅費規程別表1旅費支給表区分Aに掲げる学長と同じ額の旅費を支給する。

(退 職 金)

第 4 条 評議員に対しては、退職金を支給しない。

(弔 慰 金)

第 5 条 評議員が死亡したときは、弔慰金を贈る。

2. 評議員の配偶者、父母及び子が死亡したときは、弔慰金を贈る。

(費用弁償)

第 6 条 学園職員以外の評議員が評議員会に出席したときは、公共交通機関の交通費を支給する。自家用車利用の場合、別表1に掲げる交通費を支給する。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会に諮り、理事会の議決を経てこれを行う。

附 則

この規程は、令和3年12月22日に制定、同日より施行する。

別表 1 交通費（自家用車利用）

市町村	金額
山形市、上山市、中山町、山辺町	1,000 円
寒河江市、天童市、東根市、村山市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、白鷹町	2,000 円
尾花沢市、米沢市、長井市、大石田町、川西町、高畠町、飯豊町	3,000 円
舟形町	4,000 円
新庄市、真室川町、金山町、最上町、小国町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	5,000 円
鶴岡市	6,000 円
酒田市、庄内町、三川町	7,000 円
遊佐町	8,000 円